

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [2025 年 2 月 20 日開催（日本損害保険協会）]

1. 損保事案を踏まえた対応について

- 金融庁は、2024 年 12 月「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書を公表した。この報告書を踏まえ、現在、国会へ保険業法の改正法案を提出するために作業を進めている。
- 金融庁としては、監督上の対応等もあわせ、保険会社や保険代理店に対して体制整備の強化を求めること等により、顧客本位の業務運営と健全な競争環境の実現に向けた環境整備を行っていく。
- 損害保険会社においては、損害保険業界全体の信頼回復に向け、保険業の高い公共性も踏まえ、経営陣の主導の下、不断の取組を進めていただきたい。

2. 損害保険代理店に対する行政処分について

- 2025 年 1 月 24 日、損害保険代理店 2 社に対し、保険業法に基づく業務改善命令を発出した。
- 両代理店は、金融庁の立入検査において、
 - ・ 保険募集業務に対する経営管理態勢に重大な欠陥があることや、深刻な問題が生じている実態が見過ごされていること、
 - ・ 適正な保険募集を確保するための体制整備も行われていないこと、など、保険金不正請求疑義事案を含む不適切事案が確認された。
- そのため、業務改善命令においては、不適切事案の全容把握及びその真因分析を行った上で改善対応策を策定し、実施するよう命じている。
- 金融庁及び財務局としては、両代理店において、業務改善命令に基づく必要な改善が進むよう、丁寧にフォローアップを行っていく。
- 所属保険会社においても、両代理店に対して、適切な保険募集等管理態勢の構築に向けた教育・管理・指導を実施するとともに、保険金不正

請求防止のため、保険金支払管理態勢の強化に取り組んでいただきたい。

3. 事故車の修理費に関する対応について

- 事故車の修理費用に係る保険金の支払いについては、2024 年 2 月に損害保険会社各社に対して、車体整備事業者との交渉において丁寧な説明を行うとともに、工賃単価の算出において人件費の上昇分等を考慮することを要請した。
- 本要請に係る各社の対応状況を確認するため、2024 年 10 月より国土交通省等の関係省庁と合同で一部の社にヒアリングを実施したところ、いずれの社においても、車体整備事業者との協議の場を積極的に設け、本社部門がモニタリングする等の取組を実施していることを確認した。
- 他方で、国土交通省が設置した情報提供窓口には、車体整備事業者から損害保険会社に対する不満が継続的に寄せられている状況である。
- 各社においては、貴会の「修理工賃単価に関する対話・協議のあり方にかかるガイドライン」も踏まえ、車体整備業者との交渉を円滑に進める取組について、引き続き、第一線の損害サービス部門への浸透、本社部門が交渉現場の実態を的確に把握するための相談窓口設置等の仕組みづくりなどに努めていただきたい。

4. 保険代理店ヒアリングの実施について

- 2025 年 2 月から 3 月にかけて、各地の保険代理店に対して、保険募集管理態勢の整備状況などの実態を把握するため、財務局と協働してヒアリングを行っている。
- ヒアリング項目については、「顧客本位の業務運営に係る取組方針」に基づく取組状況のほか、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の提言に関する受け止めや実務面への影響等についても、丁寧に聞き取りたいと考えている。
- 各保険会社においては、ヒアリングの対象となった保険代理店から相談や協力依頼があった場合には、親身な対応やご支援をお願いした

い。

5. 資産運用立国について

- 資産運用立国については、総理大臣、金融担当大臣からも引き続き力を入れてさらに発展させると御発言があったように、金融庁としてこの力強いモメンタムが失われないよう PDCA を回しつつ、取組みを進めていく。
- その中で、NISA の適切な活用の促進や金融経済教育の取組を進めるとともに、コーポレートガバナンス改革の推進、さらに資産運用業の改革、公的年金や企業年金をはじめとするアセットオーナーシップの改革など、インベストメント・チェーンの機能強化に取り組んでいく。
- 「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れを表明いただいている社や、新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）に係る取組事例を公表している社もある。
- 金融機関の皆様自身が顧客の立場であったとしても満足できる、利益にかなっていると思えるような商品を提供できるよう、顧客本位の業務運営が徹底されることを期待している。

6. 「令和6年12月28日からの大雪」、「令和7年2月4日からの大雪」及び「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故」にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年12月28日からの大雪、令和7年2月4日からの大雪及び流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、青森県内、新潟県内、福島県内及び埼玉県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に出した。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共 団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和6年12月28日からの大雪			
青森県	1月4日（1月7日）	東北財務局	1月7日
○令和7年2月4日からの大雪			
新潟県	2月7日（2月7日）	関東財務局	2月7日
福島県	2月7日（2月7日）	東北財務局	2月10日
○流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故			
埼玉県	1月29日（2月11日）	関東財務局	2月12日

注：内閣府公表日順

7. FSBによりまとめられた移行計画に関するレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて情報を得るためにも活用されている。
- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG: Transition Plan Working Group）においては、金融庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長の下、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行ってきた。今般、報告書を取りまとめて公表することとなったため、ご紹介したい。
- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、

可能性について検討した結果をまとめたものである。

- 本報告書において、移行計画が気候関連金融リスクと相互に関係する可能性を指摘しつつ、他方で、金融の安定性の評価のために移行計画を利用することについては、情報の信頼性や比較可能性をサポートするためのより一層の標準化、データの利用可能性の拡大等が必要であるとされた。今後の具体的な利用に向けては、国際機関や基準設定主体の作業や各国当局の取組、実務の進展を待つ必要性が述べられている。
- 本報告書は 2025 年 1 月 14 日に FSB ウェブサイトで公表されており、金融庁ウェブサイトにも掲載している。詳細は本文を参照願いたい。

8. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)の結果還元について

- 2024 年 10 月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)」の評価結果について、2025 年 1 月末、参加金融機関に還元した。
- 評価結果が良くなかった各金融機関の経営陣においては、問題点をよく確認いただき、コンティンジェンシープランの見直しを始めとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。
- くわえて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合は、その是正を計画的に進めていただきたい。
- また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は特定のシナリオの下での演習に過ぎないため、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。
- さらに、演習に非参加であった金融機関に対しては、今後、日本損害保険協会を通じて、各業態に共通して認められた課題や、良好事例を還元する予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容

を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

9. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネー・ローンダリング（マネロン）等対策については、各金融機関において2024年3月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。
- 公表は2025年3月頃を目指しており、2025年1月20日よりパブリックコメントに付した（締切日は2025年2月20日）。
- 「有効性検証」はマネロンガイドラインで実施が求められており、各金融機関における有効性検証の進捗状況を踏まえながら順次対話を行う予定なので、パブリックコメント中のドラフトも参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

10. Japan Fintech Week 2025 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。
- 2024年3月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開催され、国内外から延べ13,000人以上の方に参加いただいた。

次回は、新たに運営に加わっていただく Fintech 協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。

- 生成 AI などテクノロジーの進展には目を見張るものがあり、金融庁としては、潜在的なリスクに対応いただきつつも、「チャレンジしないリスク」も踏まえて、イノベーションの実現に向けて皆様に積極的に取り組んでいただきたい。開催期間中は、その一助となるよう、AI やデジタル資産、保険、資産運用立国、送金・決済、コンプライアンスの高度化等をテーマに多面的な議論とネットワーキングを行う予定である。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各金融機関においては、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- ・ 日時：2025 年 3 月 3 日～7 日【コアウィーク】
- ・ 会場：都内各地、各地方都市で開催予定
- ・ 主催：金融庁、一般社団法人 Fintech 協会
- ・ ウェブサイト：

<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考) FIN/SUM 概要

- ・ 日時：2025 年 3 月 4 日～7 日[4 日間] 9:00-18:00
- ・ 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- ・ 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ・ ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- ・ チケット登録：1 月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始

11. サイバー安全保障について

- 2024 年 6 月から 11 月にかけて、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が内閣官房において開催され、2024 年 11 月 29 日に同有識者会議の提言が示された。

※「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html

(内閣官房ウェブサイト)

※ 同提言等を踏まえ、2025 年 2 月 7 日にサイバー対処能力強化法案及び同整備法案が閣議決定されている。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo_torikumi/index.html

(内閣官房ウェブサイト)

○ 今後、本提言を受けた制度整備に当たり、政府全体の取組の中で、金融庁としても業界とよく意見交換してまいりたい。

12. クライメート・トランジション利付国債について

○ 2024 年 2 月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」(CT 国債)が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT 国債に投資した旨を表明しているものと認識している。

○ CT 国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組であり、政府としても一丸となって取り組んでいる。皆様においても、CT 国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただけると、社会全体のグリーン・トランスフォーメーション (GX) への機運を高める観点からも有意義と考えている。

13. 令和 7 年度税制改正要望の結果について

○ 金融庁の令和 7 (2025) 年度税制改正要望においては、

- ・ 「資産所得倍増プラン」・「資産運用立国」の実現
- ・ 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
- ・ 安心な国民生活の実現として、保険関連

などの項目を要望した。

○ その結果、2024 年 12 月 20 日に公表された与党税制改正大綱においては、

- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

- ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実については、「火災・風水害」及び「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分に係る無税積立率の割増措置を3年延長することとされた。また、低水準となっている残高を早期回復し、高額化する保険金支払いを踏まえた残高を確保する観点から各保険区分の残高管理（取崩単位等の適用区分）を一本化するとともに、取崩基準損害率を55%（現行50%）に引き上げるとされた。
- 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型DC・iDeCo全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ7,000円引き上がり、iDeCoの拠出限度額は最大で約3倍になることとなった。また、自営業者のiDeCo等の全体の拠出限度額も同様に7,000円引き上がることとなった。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていききたい。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援をいただいた。この場をお借りして感謝申し上げたい。

14. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2025年で10年目を迎える。
- 2024年（1月～12月）は42件のご意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集人に対する規制の強化
 - ・ 事業ファクタリングに関する規制法令の制定
 などに関するご意見について、金融庁の対応の公表を行った。

- 金融庁としては、受け付けたご意見について、金融行政の改善につなげる観点から前向きに対応していきたいと考えているので、本金融行政モニター制度を日本損害保険協会傘下金融機関及びその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直なご意見をお寄せいただきたい。

(以 上)